## もの言う牧師のエッセー 第338話

## 「優生保護法」

1953年の厚生事務次官通知「優生保護法の施行について」。「真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用または欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えない」。1948年に制定された優生保護法は「不良な子孫の出生」防止を掲げてその目的による強制不妊手術を認め、本人の同意がなくても不妊手術ができ、要するに力ずくでも、麻酔をかけてでも、騙してでも実施され、全国で少なくとも障害者ら1万6475人が不妊手術されたという。

必然的にナチスによる悪名高い断種政策を想起したが、これら強制手術は基本的人権を謳う現憲法下で 行われ、バブルの余韻が残る1996年に「母体保護法」に改正されるまで続いたことに驚きを禁じえ ない。しかも呆れたことに、議事録からは障害者への侮蔑的な表現にも一切反論はなく、同手術が自治 体や民生委員など地域も巻き込んで推進されたことも分かった。

今年1月、手術を強いられた宮城県の60代女性が仙台地裁に国家賠償を求めて提訴したことを受け、 実態解明と救済に向けてようやく動き出したが、札幌在住の76歳の小島喜久夫さんは、強制手術をめ ぐる当事者としては初めて実名で新聞の取材に応じ、「手術の内容も説明されず、麻酔が十分効かない ままメスを入れられ、すさまじい痛みだった」と振り返り、手術後も反抗的な態度を取ると頭に電気ショックを与えられたというから壮絶だ。陰険でおぞましい悪法の犠牲者らの苦しみを見て、イエスがま ず取り組んだ問題が「神の国」であったことに今さらながら合点が行く。彼は

「ある会堂で教えておられた。すると、そこに十八年も病の霊につかれ、腰が曲がって、全然伸ばすことのできない女がいた。イエスは、その女を見て、呼び寄せ、『あなたの病気はいやされました。』と言って、手を置かれると、女はたちどころに腰が伸びて、神を崇めた。」 そして「『この女はアブラハムの娘なのです。』」 ルカの福音書13章10-13,16節、

とコメントしている。「アブラハムの子供」とは、神に選ばれたイスラエル民族の"優生さ"を示す際に使われる表現の一つである。長きにわたりこの女性はその中に数えられてはいなかったが、イエスにより救われ、神の家族へと招き入れられた。そもそも人間は神に似せられて造られており、本来、何もせずとも優生なのだ。しかし堕罪した我々一人ひとりは、自分の優生ぶりを主張し、挙句は他者を見下し排除する。だが望みはある。本当の「優生保護」は、神の支配においてのみ可能であることを信じることだ。



